

6月は「外国人労働者問題啓発月間」

観光商工課 ☎ 66・11119

外国人雇用はルールを守って適正に！

外国人労働者の適正な雇用、労働条件の確保と不法就労の防止にご理解、ご協力をお願いします。

●外国人の就労は、「出入国管理及び難民認定法」により就労可能な在留資格を持つ在留期間内の者に限られています。

●外国人労働者も日本人と同様に労働関係法令が適用されます。

●外国人労働者を雇用、または離職の際には、「外国人雇用状況届出制度」によるハローワークへの届出が義務付けられています。

●違法な仲介業者から外国人を受け入れないようにしてください。

●採用にあたっては、ハローワークを利用してください。

問合せ先 ハローワーク蒲郡職業紹介部門 ☎ 67・86009

計量器の定期検査を行います

観光商工課 ☎ 66・11119

計量器を取引または証明に使用する場合は、定期的に検査を受けなければなりません。検査を受けず、取引や証明に使用すると、計量法違反行為となり処罰されます。

とき・ところ
○6月4日(火)・7日(金) 市役所北棟集会所

○6月5日(水) 西部防災センター(旧西部市民センター)

○6月6日(木) 三谷公民館(旧東部市民センター)

※時間はすべて午前10時～正午および午後1時～3時

検査に必要なもの
・検査手数料(1台につき500円～3千円程度。種類、性能によつて異なります)

・計量器
・通知書(ある場合のみ)

その他 計量器の運搬が困難な場合は、所在する場所での検査を行いますので申請が必要ですが、また、通知がない方で、検査が必要な計量器がある場合は観光商工課へご連絡ください。

地方税法の一部改正

税務収納課

◆住宅借入金等特別控除税額の期間が延長されます。

個人市民税 ☎ 66・11116

住宅ローンなどを利用してマイホームを新築(増改築を含む)または購入し、一定の要件に該当した場合、所得税が軽減されます。この制度の適用期間が、4年間延長されます。(平成29年12月31日入居まで)

◆減免対象改修工事の要件が変わります。

固定資産税 ☎ 66・11114

耐震、バリアフリー、省エネ改修に係る減免の対象費用が30万円以上から50万円以上に改正されました。またバリアフリー、省エネ改修の適用期限が3年間延長されました。(平成28年12月31日まで)

児童手当を振り込みます

児童課 ☎ 66・11008

児童手当の6月期支払分(2月～5月分)を6月10日(月)以降に受給者指定の金融機関に振り込みます。確認してお受け取り下さい。

6月2日(日)～8日(土)「危険物安全週間」

消防本部予防課 ☎ 68・0938

あなたこそ 無事故を担う司令塔

危険物は、私たちの生活を豊かにする製品の原料として、また自動車や石油ストーブの燃料としても利用されていますが、一方で、火災を起すしやすい性質を持った化学物質でもあります。

この物質を便利なものとして重宝するか、災害の元凶として嫌うかは、扱う人の心掛けと行動で決まります。

危険物に対する正しい知識を身につけましょう。

○危険物は子ども手の届かない所に置く。

○高温になる場所に置かない。

○容器のふたは確実に閉める。

○使用中は、定期的に換気をする。

第3回危険物取扱者試験

消防本部予防課 ☎ 68・0938

とき 7月14日(日)

ところ 名古屋市内
対象 一般(高校生含む)

試験の種類 甲種、乙種全類、丙種

申し込み 6月3日(月)～12日(水)に所定の願書(消防本部または東部・西部出張所)にあり(直接または郵送で、消防試験研究センター)

1 愛知県支部(〒461-0001 名古屋市中区白壁1-50 愛知県白壁庁舎内)

☎ 052・962・1503へ。

電子申請もできます。

(<http://www.shoubo-shiken.or.jp>)

水防訓練を行います

消防本部総務課 ☎ 68・0936

消防本部と消防団は、台風や集中豪雨などの水害に備え、土の工法などの訓練を行います。

とき 6月23日(日)
午前7時30分～8時30分

ところ 竹島ふ頭

※雨天中止(雨天時は海岸各所で防潮扉閉鎖訓練を実施)

